

「市報のおがた」有料広告掲載募集要領

第1条 目的

この要領は、直方市有料広告掲載に関する要綱(平成19年2月直方市告示第16号。以下「要綱」という。)第4条の規定のに基づき、直方市が発行する「市報のおがた」に掲載する有料広告の募集等について必要な事項を定めるものとする。

第2条 募集方法

市報やホームページ等に募集案内を広告掲載し募集を行う。広告掲載を希望する者は、直方市有料広告掲載申込書に必要事項を記入し、次のいずれかの方法により広報担当課あてに申し込むこととする。

E-mailの場合	E-mail:n-koho@city.nogata.fukuoka.jp
FAXの場合	0949-24-3812
郵送の場合	〒822-8501 直方市殿町7番1号 直方市役所広報担当課

第3条 広告掲載の募集期間と申し込み期限

広告掲載の申込は、最長で近直の号から1年間分の12号分まで可能とし、1号単位で受け付ける。

- 2 申し込み期限は、毎号の記事掲載申込締切日の午後5時までとする。
- 3 長期の掲載申込があり、その掲載を決定したときは、残りの枠を募集する。

第4条 広告の規格と広告掲載位置

広告の規格と広告掲載位置は次のいずれかとし、カラー印刷(4色刷り)とする。

- (1) 全一段広告 原則「暮らしの情報」ページ下段(左右173mm×天地48mm)
- (2) 半一段広告 原則「暮らしの情報」ページ下段(左右85mm×天地48mm)

2 前項の広告には、市民が広告とわかるよう市が都度指定するマークを表示し、市報のデザイン上の制約を受けることについて、広告掲載申込者は無条件で同意しなければならない。

第5条 広告のデザインデータの作成

広告データについては、市が指定するファイル形式で申込者が作成し、申込書と併せて、E-mail又は各種記録媒体(CD-R等)により提出するものとする。

第6条 募集枠数

募集枠数については次のとおりとする。ただし、広告掲載希望が多い場合は、市長は増枠できるものとする。

種別	枠数
全一段広告または、半一段広告	全一段3枠若しくは半一段6枠

第7条 広告掲載料と長期契約割引

広告掲載料は、全一段で1号当たり 50,000 円、半一段で1号当たり 30,000 円 とする。但し、広告掲載期間が次の一定以上のもの場合は、次のとおり割り引く。

連続広告掲載期間	割引率
2号連続 以上 6号連続未満	5%
6号連続 以上 12号連続未満	10%
12号連続以上	20%

第8条 長期契約割引の場合の広告掲載料納入方法

広告掲載料金は、全額前納を基本とする。ただし、市長が特に認めた場合に限り、長期に申し込んだ場合で毎号毎に支払いたい者は、広告掲載料納付の実績に応じた前条の割引後の広告料を、毎号の広告申込期限までに納入しなければならない。

2 広告掲載料を期限までに納入しない場合は、市長は広告掲載の決定を取り消すことができる。

第9条 広告掲載順位

広告掲載順位は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第6条第3項に定める優先順位に従い広告掲載順を決定する。
- (2) 同一順位の場合、広告掲載期間が長いものを優先する。
- (3) 上記により決めがたい場合には、直方市有料広告審査委員会（以下「委員会」という。）において決定するものとし、広告掲載申込者はこれに従わなければならない。

第10条 広告掲載枠の入札

市長は、任意の広告掲載枠を入札方式で売却することができるものとする。

2 落札した広告掲載枠における広告掲載枠の販売額及び広告掲載順位は落札した業者が決

定する。

3 掲載する広告は、広告ごとに委員会の審査を受けなければならないが、市の基準に適合しないことで枠が埋まらない場合でも、落札した業者は落札した広告掲載枠の料金を市に納入しなければならない。

第 11 条 その他

この要領に定めるもののほか、有料広告掲載に必要な事項は、委員会において定める。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。